

大阪商業大学学術情報リポジトリ

「御救大浚一件」 — 鴻池善右衛門家の御救大浚冥加金に関する記録 —

メタデータ	言語: ja 出版者: 大阪商業大学商業史博物館紀要 公開日: 2021-12-23 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 池田, 治司, IKEDA, Haruji メールアドレス: 所属:
URL	https://ouc.repo.nii.ac.jp/records/1103

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



〔史料紹介〕「御救大浚一件」

— 鴻池善右衛門家の御救大浚冥加金に関する記録 —

池田治司

〔釈文〕
（表紙）

天保二辛卯歳正月
御救大浚一件

初り

一天保二辛卯年正月廿日九十郎西

御役所江罷出候処、川方大浚掛り与力衆内山藤三郎様被仰候、明後

手前

玉水町

大川町

内平野町

各々名前

鴻池善右衛門

廿二日左之人数へ罷出候、此方通達致候様被仰候、早々返状指出

然者唯今御役所御呼出しニ付出勤仕候処、別紙御書付之御人数

御用之義御坐候間、明後廿二日四ツ時西川方大浚懸り御役所へ綉

羽織ニ而罷出可申御本人御病氣与^{（等方）}ニ而者慥成名代無遅参指出可

申旨私方御通達可仕旨被仰付候ニ付持廻り御達し申上候、御承

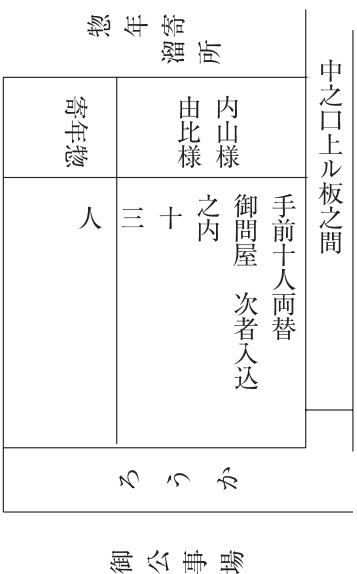
知被下、別紙御書付御名前之下へ御印形被成下、此者へ御返却可

被下候、此段御達迄早々如此御坐候、以上

正月廿日

和泉町	加嶋屋久右衛門	加嶋屋作兵衛	米屋平右衛門
鴻池屋新十郎	今橋式丁目	吉野町	立賣堀
安土町五丁目	鴻池屋善五郎	辰巳屋久左衛門	近江屋休兵衛
炭屋安兵衛	今橋壹丁目	梶木町	高麗橋壹丁目
玉水町	平野屋五兵衛	升屋平右衛門	三井八郎右衛門
葛屋市兵衛	北久太郎町三丁目	今橋二丁目	豊後町
今橋壹丁目	長堀茂左衛門町	北浜式丁目	泉屋甚治郎
天王寺屋五兵衛	住友吉次郎	塩屋市之助	平野町式丁目
江戸堀五丁目	船町	尼崎町	茨木屋万太郎
大庭屋治郎右衛門	加嵩屋作五郎	加嵩屋作之助	平野町壹丁目
肥後寫町	北濱式丁目	内平野町	炭屋彦五郎
山家屋権兵衛	高池屋三郎兵衛	日野屋茂兵衛	堂嶋新地中二丁目
四軒町	平野町式丁目	尼崎町壹丁目	播磨屋仁兵衛
平野屋仁兵衛	米屋喜兵衛	鴻池屋市兵衛	薩摩堀
梶木町	玉水町	宇和嶋町	飴屋六兵衛
千草屋惣十郎	加嶋屋十郎兵衛	雑喉屋捨松	ノ三拾五軒

下宿近九方へ相揃各々病氣ニ付代人名前半切ニ認、此方様代伴兵衛罷
出中之口今上り惣年寄衆溜り間・隣之間左之凶ニ居候而与力衆内山藤
三郎様、由比市郎助様被仰聞候



夫々順序之義杯者薩摩屋仁兵衛様御指図被下候事

此度勢田川浚之儀ニ付撰河村々并三郷町中之者共歎訴致し候淀川筋
之儀累年土砂押埋次第二川床高相成、両川口之義も追年浅瀬ニ相
成、干汐之節者諸廻船之向折々入津差滞候儀も有之哉ニ相聞、申立
之趣全無謂儀とも不相聞候ニ付、格別之御仁恵を以勢田川浚有無撰
河村々三郷町中歎訴之筋ニ無御拘諸民御救之ため淀川筋之流分神崎
川・中津川を初、両川口迄大浚并右川々両縁之堤嵩置腹付等之御普
請別段之御入用を以被成下度段、此度江戸表江被仰上候御奉行思召
ニ付、此節専右御目論見御取調中ニ有之候、尤御入用銀之義ハ兩御
役所御溜り銀之内を以過分之金高御目当ニ有之候得共、何分大造之

御普請ニ付右御目当銀而已ニ而者思召通十分之御浚御普請向御行届有之間敷哉と御心配有之事ニ候、元来此度之義者撰河之諸民を初三郷町中之者共永々安堵繁昌致候様と之厚御憐愍御仁恵今被思召立候御趣意ニ而全成功之処を深御心配之儀ニ有之、此方共ニおゐても御仁心之程を乍不及奉感心儀ニ而候、大坂三郷町中弐百余年不相變連綿と繁昌いたし、銘々安穩ニ渡世候儀ハ偏ニ御上之御仁徳故之儀と者町中一同兼而冥加之程を難有可奉存儀ハ勿論之事ニて、且又大坂之義者江州湖水之末流宇治川を始其外川々落込候水源不_レ尽之不尽之淀川流末海口ニ有之、本朝無双渡会之地与者誰ニも相心得可申儀ニ候処、諸人存之通追年川筋次第ニ押埋川床高相成、勿論兩川口之儀別而無御手拔御浚方有之候得共、何分多年昼夜之無絶間上流分者押下ケ海手分者陶り上ケ候土砂ニ而湊口一体浅瀬と相成候故、無抛御手入之義も水尾筋之外者御行届無之様成行候義ハ自然之道理ニ付、大造之義者被思召候得共、此度大浚被成遣候ハ、諸廻船運送之無滞相成、此之町中追々繁昌弥増、縦令此後川筋大水之節迎も兩川縁之堤損所不出来候得者撰河川縁三百ヶ村之百姓共義も安堵いたし、益御上之御仁政を難有可奉存義ニ可有之与之思召を以前書大浚御普請向をも被仰上候御賢慮ニ有之候間、右休御誠意御仁恵之程を難有奉存御国恩之冥加と存、銘々子孫江福力を残し陰徳之志有之、右御救浚御普請向之御手伝申上度存寄候もの共も有之候ハ、無遠慮書付を以可申上事ニ候、尤其方共江上ケ金等可被仰付御素意ニハ無之候得共、御入用銀迎も大造之義ニ付殊之外御堅慮を被腦候義ニ而格別之

鴻新代貞藏 鴻善五代伴三郎 寫市代衆七
相談合致候後辰巳屋政七殿被申候、此度大浚之義ニ付旧冬内山藤三郎様分御内談之_{（マ）}在之無抛一_{（マ）}口ニ書付御奉行様へ指出御坐候様伺立可申候、外々引取後ニ付翌日
且那樣江其趣御伺申上候、辰省兵衛様へ御面会之上御尋被遊段々詛合被仰候、何分ニも一兩度者矢張十三軒組合連印申度被仰候、是迄御用金融通何れ組合之義ニ付此度組合ニ而罷出候へ共、外々存寄之義候哉被存一_{（マ）}応其趣申聞、其上願書認市次郎殿廻状出し三日升仁寄合

一 右三日寄合辰巳屋一件申入候処、何も支無御座、先々組合被申度被仰候趣員数左ニ割
百九拾兩ツ、手前 百四拾五兩 加作 百拾兩ツ、
加久 米平
辰久 鴻新
鴻善五
百兩ツ、
升平 九拾五兩 平五
近休 四拾兩 寫市
炭安
三井
メ千五百兩
願書左ニ
乍恐口上

御仁恵無御抛手薄之御普請可相成哉も取調懸り被仰付候、此方共ニおゐても如何斗残念ニ奉存候義ニ付、一_{（マ）}応其方共江前書之次第申論存寄をも承り候様可致旨御奉行江申上候上、此段先無急度申達候間、厚御仁恵御実意を能々致会得銘々誠実ニ心得を以篤と致勘弁早々可申聞候事

右之趣御演舌ニ而仰論候、当引取申聞御答可申上候与申上候、罷歸り御書付此方へ二冊御渡、十三軒へ御廻し一冊者十人兩替近半へ御渡候、夫々外々順達ニ相廻候様申置候

一 同廿四日北惣会所分伴兵衛呼来罷出候処、薩摩屋仁兵衛殿分内々被申移候者、此程於御役所被仰候義ニ付而者、御銘々内々葉湯之客来、又芝居行杯も相慎被申候者も御坐候由相聞候、左様之義ニて者無御座、市中一統繁昌致候様ニ御奉行様思召被遊候御義候を銘々内物事杯を相止慎候得候ハ、却而世上淋敷相成、左様ニてハ思召も相違仕候間、慎事者無用致候様外々此方分内々相移り候様御噂在之候一廿九日惣会所分呼二参候、伴兵衛罷出候、薩仁様内々被仰候二者此御入用高三四千兩と存居候へ共間違ニて三四万兩之由ニ候間、其趣一統へ内々申移り候事

一 二月朔日升仁方寄合銘々御入用之内へ御手伝奉申上候員数申合、先々拾三軒様ニ而高千五百兩御請申上候様示談仕候、尤名代衆

加久様手代□兵衛 加作代喜兵衛 米平代五兵衛
辰久様代政七 升平代源助 近休代周助
三井代平兵衛 平五代安兵衛 炭安代光七

去ル廿二日鴻池屋善右衛門外三拾四人被為

召出内山藤三郎様・由比一郎助様御立会先無急度被為仰達候御仁恵之御趣意者、淀川筋之儀累年土砂押埋、次第二川床高兩川口追年々浅瀬ニ相成諸運送廻船滞勝ニ相成候ニ付、年々無御手拔御浚方被為仰付候段者乍恐奉_{（マ）}奉見及冥加至極難有仕合奉存候、然れ共多年昼夜無絶間土砂押下ケ陶り上ケ候而湊口一体浅瀬ニ相成無御抛御浚方も水尾筋而已之御手入ニ相成自然之道理ニ而難被為行届、如斯ニ而者追々町人共及迷惑候儀ニ付、御賢慮被為 移御大造之御義ニ者被為在候得共、厚御救之御憐愍を以此度大浚被為仰付、以来諸廻船運送無滞相成候者此上町中追々繁昌弥増渡世致安堵候様ニと此節大浚之儀專被為 仰付、尤御入用銀之義者兩御役所御溜り銀之内を以過分之御金高御目当ニ被為 在候得共、何分御大造之御普請ニ付此御時節御国恩之冥加を難有奉存、御普請向之御手伝奉申上度奉存候者共も御坐候者以書付可奉申上、尤私共へ上ケ金可被為 仰付御趣意ニ者無御坐候へ共、御入用銀迎も御大造之御義ニ付、乍恐御賢慮を被為 尽候御次第被為

御論存寄も御座候者可申上候段被為 仰聞難有奉拜承候、乍恐凡五十年来余川御浚為 冥加金年々奉上納無絶間御浚方被為 仰附被為成下候得共、近年次第ニて川床押埋川口浅瀬ニ相成、干汐之節者廻船之向折々入津差滞候段數奉存居候処、格別之御仁恵を以当地諸民安堵之渡世相成候様御浚被為 仰付候段、誠以冥加至極重疊難有仕合奉存候、御仁徳之御蔭を以私共数代安穩ニ家業相當候義者全

入津之融通宜候御当地ニ住居仕候御国恩之程難有奉存候上、市中人数莫太御座候内前条御目論見ニ付□私被為 召出御趣意被為 仰諭被為成下候御儀、是又冥加ニ相叶候御義与難有仕合奉存候、依而此時節諸民安堵之御用之端をも相勤候得者、乍聊茂陰徳及子孫候御計難有奉存候御儀ニ付情仕候而相勤可申義者銘々相合候得共、近年諸屋鋪方差引彼是滯勝ニ成行候上、去ル子年西国筋東国筋北国共洪水大荒ニ米価高へ罷成候上、丑年江戸大火ニ付諸家様高御融通御逼り、差引筋弥以御等閑之ケ処も多く成行、手元不操合ニ相成候義者私共一体ニ而御座候ニ付、此度之御趣意乍恐幾度も奉感佩候ニ付得共、御用立候程之金数も奉申上兼重畳不束之段者歎ケ敷奉存候、就右摸太御入用之内江奉申上候も誠ニ以奉恐入候得共、十三人分爲冥加高金千五百兩今卯年来辰年兩年ニ割合上ケ金仕度奉存候、御聞濟も被為成下者御蔭を以渡世之響ニも不相成御用之端をも相勤候義与冥加至極重畳難有仕合奉存候、素分於御趣意上ケ金之数目脇を見合候而申談仕候道理ニ者無御坐、一己ニ御請書奉指上候筈ニ御坐候得共、私共組合十三人寛政年中御用金被為 仰付候節一緒ニ組合奉納、以来連々御用相勤来、其余融通御用組合人数之内も大方ニ揃候而於御用筋ニ無底意毎々申合候者共ニ付、此度之御用も一己之処を以一緒ニ取締十三人連名ニ而金高奉願上候義ニ御坐候、此段御聞濟被為成下候様奉願上候、以上

天保二卯年二月 十三軒連印
御奉行様

右四日調印取ニ遣候事

一四日昼後惣会所より呼来り伴兵衛罷出候処、川崎屋治左衛門様・薩摩屋仁兵衛様被仰候二者、此程被仰候御請早々申出候様御懸り力衆分違候と被仰候、銘々組合不申一己ニて罷出申様被仰候へ共、最早申合明朝罷出可申趣演言行届申候

一五日下午宿近九寄各名代ニて願書持參、内山様・由比様・惣年寄川崎・井善・薩仁立会書附指出候処、御覽被成暫其席へ控居候、一先御立直様序々御出被仰候二者、書附之趣之内市中川湊冥加金年々指出在之候者在之候へ共、此儀者組合別段義ニ而外用相成候様被仰候、此度之御趣立ニて上金者多少寄候義ニ者無御坐候へ共、大湊御入用莫太、其内へ千五百兩ハ銘々一軒前之事様ニ被存候と被仰、先之三十五軒ニて三四万兩御請可申上哉と御利解在之、段々大湊ニて付而者御奉行様厚御仁惠思召候間、御懸り様色々被仰論候、引去願書下り申候、又々寄合銘々出勤高増可申出様申合歸り候

一同月八日升仁へ寄合銘々高内々時節柄操合在之候ニ付、入札申合候処、左ニ御坐候
一四百五拾兩 手前・加久 一三百五拾兩 加作
一貳百五拾兩 米平 一拾五貫目 平五
一拾貳貫五百目 炭安 一貳百兩 升平
一百五拾兩ツ、 鴻新 一百枚 寫市

三ヶ年割

鴻善五

一三百兩 近休 一三百兩 三井
兩年ニ成二百兩改 中程ニて入札仕候
高五千兩ニ候ハ、
一三百六拾五兩 辰久
改貳百五拾兩改 金貳千七百五拾兩
銀三拾貳貫八百目

右ニ御坐候惣高五千兩三千五百兩ニ致候哉、治定可仕五千兩ニ相成候ハ、此方様六百兩余と心得候、十三日早朝近九寄談合之上罷出趣申合置候事

一二月十二日大湊方分呼出し在之、伴兵衛罷出候処、御掛り内山様・由比様被仰候、此度一件者御奉行様別機思召之御趣意御入用莫太之義此方高進不申候てハ外々も進兼候様被存候間、格別出情仕候様被仰候、段々御利解御坐候、其趣加久へ申入候様被仰候、引取旦那様へ申上加□兵衛殿へ申遣候、升仁方談合、加久右衛門様折節御出會之義在之、御直ニ御談合御坐候て伴兵衛御店へ罷出承り、御両家者千兩請申候御談合相成、十二日又々寄合之義持廻り状指遣候事
一十三日御役所出勤之筈ニ候へ共、高之模様替り升仁方へ寄合相成、十二日御懸り様分御演言之趣申移り、此方加久江段々御利解之義ニ付千兩ツ、御請可申上と談掛候、又辰巳屋者別段前御願之手続ニ付十三軒内離レ一己御請ニ付相除呉候申来り候、一統へ其由申聞候、跡十二軒申合、此方加久千兩ツ、相成候ハ、外十軒其割合ニ相成候様可仕候間、組合罷出度被申候、員数者銘々別本致持參候へ共、

書付者連印一通ニ御願ニ付左之案文ニて十六日持參

乍恐口上

去ル廿二日鴻池屋善右衛門外三拾四人被為 召出、内山藤三郎様・由比一郎助様御立会、先無急度被為 仰達候 御仁惠之御趣意者淀川筋累年土砂押埋、次第二川床高兩川口追年浅瀬ニ相成、諸運送廻船滯勝ニ相成候ニ付、土地繁昌諸民安堵之渡世相成候様為御救之此節大湊之被為 仰付候、尤御入用銀之義者兩御役所御溜り銀之内を以過分之御金高御目当ニ被為 在候得共、何分御大造之御普請ニ付右御目当金而已ニ而者十分之御湊御普請難被為行届、此御時節御国恩之冥加を難在奉存御手伝奉申上度者も御坐候て、書付を以可奉申上旨被為 仰聞重畳難有奉畏候、御仁徳之御余光を以私共数代安穩ニ家業相宮候儀者全入津之融通宜敷御当地ニ住居仕候御蔭故と御国恩之程冥加至極重畳難有仕合奉存候、就右相進ニ御手伝奉申上度、精々相合候へ共、御出入仕候諸家様方近年來別而御融通御逼り御難談御坐候方多分ニ相成、不表立内分心配之事共御坐候而、手元不操合ニ相成行届兼候へ共、御趣意難有奉存候ニ付、聊御用之端をも相勤申度、莫大御入用之内へ奉申上候も誠ニ以奉恐入候得共、兼而奉蒙御用金者共十三人手元之処を以申合七、去ル五日為冥加高千五百兩奉指上候段奉願上候処、段々御利解被為 仰聞難有奉恐入候、其後去十二日鴻池屋善右衛門被為召被為 仰下候者加嶋屋久右衛門始十一人共連々奉蒙御用候者共ニ付、此度之御趣意難有奉存不相進候而者外向々奉蒙仰候者共進ニ兼引立ニも不相成、一体之響ニも相成、是迄之御用出情ニ相勤来り候規模も薄

ク相成候間、何分ニも出情可仕段厚御利解被為仰諭難有奉恐畏候、依之尚又精々相励手元之処を以申合候へ共、前書ニも奉申上候通近年何れ差支内輪心配之事共多端ニ相成罷在、御趣意難有奉感心候へ共、不束之御受ニ相成候段者重疊奉恐入候、家業利潤之内を以何卒年割合奉納候様御聞濟被為成下候者難有仕合奉存候、則右割上納之合を以申合銘々別紙封書ニ而員数奉申上候、且去ル五日金高奉申上候節者兼而奉願上候へ共、辰巳屋久左衛門義者別段御利解被為 仰付候ニ付取離レ十二人一己ニ奉願上候段申寄候、□而連名を以奉願上候、此段御聞濟被為成下候者重疊難有仕合奉存候、以上

天保二卯年二月

十二軒連印

御奉行様

覚

金千兩代

萩原半切認

一銀六拾貫目

内三拾貫目ハ

当卯年上納

拾五貫目ツ、ハ

明辰来々巳年上納

右之通三ヶ年ニ割合上納仕候様御聞濟被為成下度奉願上候、以上

鴻池屋善右衛門

外々者

千兩 加久

八百兩 加作

七百兩 米平

六百兩(三井) 五百兩 升平 式拾貫目 炭安
三百兩(平五) 式百五拾兩 近休 百兩 寫市
同 鴻新
銀四百枚 鴻善五 五十五百五拾兩
三拾七貫式百目
右書付差出し内山様・由比様御覽被遊、暫控居、又被仰候者去々者何共御用向多被為在候ニ付、其俣御預被置候様被仰付、手前・加久兩人各千兩ニてハ兩人共右様之段々被仰候候へ共、今少々相増候て御□被仰候引取申候
一十七日八ツ時頃急ニ組合之五人程罷出候様申来り、手前・加久・米平・加作・平五罷出候処、昨日連印ニて指出候書付之表ニてハ此度之御趣意違致主人共先日御渡被為在候御書付と相違致心違ニ被存候間、御下ケ願申候様ニ惣年寄分被仰候、何も心違と申義在無之と被存候へ共、此度御趣意者難有奉存候、御冥加ニ銘々指上度と相心得候筈ニ候を諸家様方之御支之義申義ニも無之様被仰候間、引取拾式軒十八日寄合願下し、御願申上候而十九日左之案文ニて持参仕候
乍恐口上

一去ル廿二日私共御呼出之上被為仰諭候御仁恵之御趣意者、諸民為御救諸川之大湊之義被為 仰附候ニ付、御国恩之冥加難有奉存、存寄茂在之候へ者奉申上候様御書附ヲ以一統之者江被為仰聞、重疊難有乍恐奉感伏候、就右御仁恵之御趣意難有奉存、聊御用之端ヲ茂奉相勸度、莫太御用之内江奉申上候茂誠ニ以奉恐入候得共、左之通御入

用之内江御加へ被為成下候ハ、難有奉存候

一金千三百兩代七拾八貫目

但 三拾貫目

当卯年上納

式拾四貫目

来辰年上納

式拾四貫目 来々巳年上納

右年割ニ奉納候義手元操合之義御坐候間、何卒三ヶ年上納御聞濟被為成下候ハ、重疊難有仕合奉存候、以上

天保二卯年二月

御奉行様

鴻池屋善右衛門

右指出候処内山様・由比様御出会被仰候、書付之表御趣意難有御請申上候趣御奉行様へ申上候ハ、定而御満足ニ思召候段被仰候、近々御沙汰も可在之候、此俣御預り相成候

外々

三年納

式年納

千三百兩ツ、手前

千兩 加作

八百兩 米平

加久

兩年

〃

七百兩 三井

六百兩 升平

三百五拾兩ツ、近休

平五

右今日右ニて相濟、跡者後日左ニ

一式拾貫目

鴻新

一銀式拾五貫目

炭安

一金四百兩

鴻善五

代式拾四貫目

一金八百兩

米平

一金七百兩

三井

但 四百兩

卯年納

但「四百兩」

卯年納

一三百兩 寫市 辰久別段二千兩之よし

二月廿九日御呼出し在之、明朔日三拾五軒九ツ時ニ相揃罷出候様被仰付、夫々廻文三廻ニ出ス、右朔日罷出候御前ニて御奉行様御演言被仰渡候、扇被下着
此度淀川筋其外市中川々御救湊被仰出候段、土地繁榮諸民御救之義与御仁恵之程難有奉存冥加之ためとて夫々金銀高差上度旨申立之段寄持之志ニ付誉置候、猶右之趣江戸表へも可申上候

右之段被仰付候

東様ニも御立会之筈ニ候へ共、御用向多ニ付御不参之段、其後惣年寄薩摩仁被申候

一九月二日天満惣会所呼来り、義三郎罷出候処、薩摩屋仁兵衛様御□ニ当被仰付候上納金銀当年納近々同西様分被仰付候ニ付、員数之書付指出候御内聞在之、外々組合相尋升仁方三日寄合左之通認指出候事

候事

一金千三百兩ツ、加久

一金千兩 加作

代七拾八貫目

鴻善

但四百兩

卯年納

但三拾貫目

卯年納

三百兩

辰年納

式拾四貫目

辰年納

三百兩

巳年納

式拾四貫目

巳年納

〃

一金八百兩

米平

一金七百兩

三井

但 四百兩

卯年納

但「四百兩」

卯年納

四百兩 辰年納 〔賜〕 三百兩 辰年納
 一金六百兩 升平 一金三百五十兩ツ、近休
 但 三百兩 卯年納 平五
 三百兩 辰年納 但 貳百兩 卯年納
 百五十兩 辰年納

金千三百兩代七拾八貫目
 内三拾貫目 当年納
 鴻池屋善右衛門

杉原包
 紺白水引結
 六寸片付二乗七

一 銀式拾貫目 鴻新 一 銀式拾五貫目 炭安
 但 拾貫目 卯年納 但 拾貫目 卯年納
 拾貫目 辰年納 〔賜〕 拾五貫目 辰年納

卯年納 九拾貳貫目 辰年納 八拾五貫目
 金三千五百兩 千七百五十兩
 巳年納 四拾八貫目
 三百兩
 合式百貳拾五貫目

一 〔賜〕 銀式拾四貫目 鴻善五 一金三百兩 寫市
 但 拾貳貫目 卯年納 但 百五十兩 卯年納
 拾貳貫目 辰年納 百五十兩 辰年納

卯納一金千兩 辰久

銀高七拾八貫目三ヶ年
 割合当卯年分

一 九月七日天満惣会所呼来り伴兵衛罷出候所、薩仁様被仰候二者先達而被仰渡候当年納来ル十日被仰付候間、五ツ時組合之内四五人罷出候被仰候、其内辰巳屋此後同道二致候様被仰候、則十日東へ罷出中之口ニテ内山様・安東様・磯矢様同席二被仰渡候、先達而御請申上候大浚冥加金銀当年分来廿八日東へ持参致候様被仰付候、則外々通達致候事、鴻庄手形二而左二包持参

一 九月廿八日東御役所へ三拾貫目鴻正預り手形二而持参致候、御請取御証文左二 羽織袴着 覚
 一 銀三拾貫目
 右者此度御救大浚被仰出候付為冥加書面之通致 上納請取申所仍如件 曾根日向守組与力
 天保二辛卯年九月 磯矢與一兵衛 印
 由比一郎助 印

新見伊賀守組与力

安東三郎兵衛 印

内山藤三郎 印

鴻池屋善右衛門殿

一 辰三月三日朝六ツ時西惣年寄詰合呼来り伴兵衛罷出候処、当年納金銀来ル十日五ツ時西御役所持参被致候様中村勝太郎殿被申候二付組合拾貳軒へ廻文差出申候、右十日近九へ寄奉指出候、当年分

同 五拾艘ツ、 鴻新・炭善

助忠

長治

千八百拾艘

引替方

同 貳百艘

同 五拾艘

鴻善五

五百艘

一 左之願書式通御掛之御役人中へ差出申候

乍恐口上

一 此節木津川口大御浚并石垣堤御築立御普請被為 在候段奉承知候、

依之仮揚場今右御築立場所江土砂運送被為 成候内

五百艘宛

鴻池屋善右衛門

運船五百艘ツ、 手前 同 三百艘 加作

加寫屋久右衛門

加寫久

加寫屋作兵衛

同 百艘 近休 同 七拾艘ツ、 辰久

三百艘

〔賜〕 炭安

寫市

〔賜〕

百艘 近江屋休兵衛
 七拾艘宛 辰巳屋久左衛門
 炭屋安兵衛
 嶋屋市兵衛
 鴻池屋新十郎
 炭屋善五郎
 助松屋忠兵衛
 長濱屋治三郎
 但老艘銀四匁五分之積
 右之通乍聊御手伝奉申上度奉願上候、以上
 天保三辰年八月 融通方十老人物代
 鴻池屋善右衛門 印
 御奉行様
 乍恐口上
 一前々同文言
 式百艘 米屋平右衛門
 百艘 平野屋五兵衛
 五拾艘宛 升屋平右衛門
 鴻池屋他次郎
 鴻池屋庄兵衛

米屋喜兵衛
 但老艘銀四匁五分之積
 一同文言
 金銀引替方之内惣代
 米屋平右衛門 印
 御奉行様
 一九月十七日天満組惣会所へ伴兵衛罷出候様薩仁様被脱カ申来り参り候処、先日奉願上候御手伝上納銀を御奉行様御称美可為在候二付、十九日五ツ時相揃麻上下着にて主人罷出候様被仰候、一統廻文此方今指出し申候事
 二十九日持参銀八貫百四拾五匁 融通方千八百拾艘分
 同式貫式百五拾目 引替イ五百艘分
 右鴻庄預り手形相納申候
 運送千八百拾艘分
 此銀八貫百四拾五匁
 融通御貸附方
 十老入
 奉書包
 水引掛
 木地片木乗

一右十九日召出二付銀子相納於御前左之通被仰渡候
 手前御直 辰久代儀介 炭善代源藏
 加久代□兵衛 炭安代光七 助忠代宇助
 加作代要助 寫市代小介 長治代藤七
 近休直 鴻新直
 米平代儀介 升平直 鴻庄代十兵衛
 平五代伊兵衛 鴻他代彦一 米喜直
 對上奉願
 内山藤三郎様
 内山藤三郎兵衛様
 御用人
 寄年惣

引替方同断
 仮御請取書左二渡し之候
 追而引替可申様被仰候、此方二預り置候
 覚
 一銀八貫百四拾五匁
 右者木津川口江土砂運送船千八百拾艘代書面之通請取候、追而請取書相渡候節此請取書引替可申候、仍如件
 天保三辰九月十九日 大湊目論見掛り
 磯矢与一兵衛 印
 同 内山藤三郎 印
 融通貸附方
 拾老人中

此度淀川筋并市中川々御救渡被 仰出候段全土地繁栄諸民御救之儀与難有奉存冥加之ため迎木津川口江土砂運送船差出候段、寄持之儀申義二付警置、猶右之趣江戸表へも可申上候
 右御演舌にて被仰渡候、其後御玄関并二御懸り力衆へ手札二御礼
 融通御貸附方十老入
 鴻池屋善右衛門
 今般木津川口大御湊所垣堤
 御築立御普請被為 在候二付土砂
 運送船御手伝奉申上候処、今日
 被為 召出奉蒙御称美冥加
 至極難有仕合奉存候、乍恐大御礼
 奉申上候□

融通貸附方
 拾老人中
 一已二月七日惣年寄溜分呼来り伴兵衛罷出候処、薩仁様被仰聞候二者一昨年御請申上候当年分納銀来ル十四日五ツ半時西御役所持参可仕候様被仰候、外々加久加作・炭善へ通達致事
 高千三百兩代七拾八貫目之内
 一銀式拾四貫目 当年初二皆納 昨年分通御出候
 右十四日西御役所伴兵衛持参仕、昨年之通内山藤三郎様・磯矢与一兵衛様御立会惣年寄薩仁殿御立会相納申候、御請書下り申候事
 一天保五申年正月十五日惣年寄薩摩屋分呼来り伴兵衛集所候処、近日二大湊御懸り分御褒美被下候内御噂在之、表向十六日御呼出し在

之、御懸り与力衆御用金方十四軒来ル十九日左之通罷出候様被仰、
此方今持廻り廻状差出し候 名代書前日出し候

次三

住友・天五
十人両替屋

鴻池屋 加嶋屋 辰巳屋 加嶋屋 米屋
善右衛門 久右衛門 久左衛門 作兵衛 平右衛門
病氣二付 病氣二付 病氣二付 病氣二付 病氣二付
代伴兵衛 代□兵衛 代儀介 代判猪兵衛 代儀介
三井 升屋 炭屋 鴻池屋
八郎右衛門 平右衛門 安兵衛 他次郎
代半右衛門 幼少二付
代忠三郎

三井 鴻庄
米平 近休
加作 平五
辰久 鴻他
加久 炭安 炭善
手前 升平 寫市

〔史料紹介〕「御救大湊一件」

平野屋 近江屋 鴻池屋 嶋屋 炭屋
五兵衛 休兵衛 新十郎 市兵衛 善五郎
病氣二付 病氣二付 病氣二付
代七郎兵衛 代貞藏 代小介
右杉原二認指出し置 暁七ツ時揃

御奉行様御演舌二而被仰渡
其方共儀淀川・神崎川・中津川其外市中川々両海口御救大湊被

仰出候段土地繁栄諸民御救之儀者御仁恵之程難有奉存冥加之ためとて
夫々金銀差上、其外御手伝申上候段寄持之儀二付善右衛門・久右衛
門・久左衛門・作兵衛へ銀五拾枚宛、平右衛門・八郎右衛門・平右衛
門江銀三拾枚ツ、安兵衛・他次郎江銀式拾枚宛、五兵衛・休兵衛・
新十郎・市兵衛へ銀拾五枚ツ、善五郎へ銀三枚、半左衛門・庄兵衛
銀式拾枚ツ、甚四郎・傳兵衛へ銀拾枚ツ、彦五郎へ銀式拾枚、五
兵衛へ銀七枚、善四郎へ銀式拾五枚為御褒美被下候
右之趣從江戸表依

御下知申渡候
右相済候後東西御玄関与力同心宛
御礼二赴候手札左ニ
先般御救大湊被為在節為冥加
金銀奉差上候二付此度為御褒美 十四軒 □寄
御銀被為下置奉頂戴之、誠以
冥加至極重畳難有仕合奉存候 与力同心へ者
○乍恐右御礼奉申上候 ○乍憚右御礼罷出申候
御掛り与力 同心
西 内山藤三郎様 佐川甚五兵衛様
安東三郎兵衛様 市川瀧右衛門様 市橋仁作様
東 由比一郎介様 西 井上十次郎様 東 大橋駒喜様
磯矢与一兵衛様 天野文左衛門様 山内久左衛門様
森山岩三郎様

(以下白丁二丁)

(裏表紙)

鴻善

【解説】

一、はじめに

本誌第五号において、私は勢田川湊自普請願を発端とする天保初年
代の淀川筋御救大湊において、勢田川附洲湊、淀川筋国役堤普請、神
崎川・中津川を含む大坂市中の御救大湊の、同時期に行われた淀川筋
一体の治水工事^①に対する各地域の様相の違いについてまとめた。^②

つまり、琵琶湖周辺の上流域村々の献身的な歎願姿勢からは、他流
域の抗議に対応しながらも自普請を完遂し、浸水の被害を防ぐという
積年の思いが読み取れるのに対して、淀川筋沿岸の中流域では、恒常
的な普請の対象となっていた国役堤としての恩恵もあり、自己利害を
優先するような状況が見られた。

一方で、下流の大坂市中の御救大湊は、諸国廻船の輻輳する天下随
一の流通拠点としての大坂の繁栄を維持するため、他地域にはない都
市財力を背景に、半ば狂乱的な民衆のエネルギーをもって実施され
た。そして、その費用は「御役所二而取扱候御貸付銀四朱利銀之内、
六百貫目を以御救湊方堤嵩置腹付御普請^③」にあててが、これでは十分
な工事はできないので、大湊掛与力内山藤三郎、由比一郎助より三郷
町中に自主的な協力を求めたところ、「町々己人は言ふに及ばず、諸
株諸問屋諸仲間の名義を以て、金銀を上納し、人夫を寄附せんといふ
もの続出し、鴻池屋善右衛門加島屋久右衛門の千三百両宛、加島屋作
兵衛辰巳屋久左衛門の千両宛を筆頭とし、二百文三百文を出せる裏店

借家人あり、在々よりも追々冥加金銀錢を上納に及び、総額銀二千三百五十七貫三百三十三匁餘に^①達した。

しかし、この御救大湊冥加金の上納に関する『大阪市史 第二』の記述はあくまでも結果論であり、今回紹介する鴻池善右衛門家文書の「御救大湊一件」^②の内容を見ると、それに至る経緯は紆余曲折があったことがわかる。

二、「御救大湊一件」の内容

先の『大阪市史 第二』には、鴻池屋善右衛門は加島屋久右衛門同様、大湊の冥加金として千三百両を上納したことが記されている。しかし、大湊掛与力からの要請に応じて、当初から同額の冥加金上納を申し出たわけではなく、掛与力も強制的な上納金ではないとは言うものの、一定の期待値を持っており、町人側の許容範囲と幕府側の期待値との間で金額の調整が行われた。

「御救大湊一件」は今橋二丁目の鴻池善右衛門家に残された御救大湊冥加金に関する資料で、鴻池屋善右衛門家を中心として組合の町人が、大湊掛与力・同心及び惣年寄とどのような金額交渉をしたのかを記録したものである。

まずは、前掲『大阪市史 第二』より大湊掛の役人を掲げてみる。

① 与力

東組―由比一郎助・磯矢與一兵衛・大西與五郎
西組―内山藤三郎・安東三郎兵衛・勝部益次郎

② 同心

東組―山村六郎兵衛・市橋仁作・生田新兵衛

③ 惣年寄

北組―川崎次左衛門・伊勢村小左衛門・永瀬七郎右衛門
南組―井岡佐五郎・野里四郎左衛門・渡邊又左衛門

天満組―薩摩屋仁兵衛・中村勝太郎

「御救大湊一件」によれば、天保二年（一八三一）正月二二日に、大湊掛与力内山藤三郎よりの呼び出しにより、以下の町人三五軒が西御役所へ罷出る

鴻池屋善右衛門・加嶋屋久右衛門・加嶋屋作兵衛・
米屋平右衛門・鴻池屋新十郎・鴻池屋善五郎・
辰巳屋久左衛門・近江屋休兵衛・炭屋安兵衛・
平野屋五兵衛・升屋平右衛門・三井八郎右衛門・
寫屋市兵衛・近江屋半左衛門・鴻池屋庄兵衛・
泉屋甚治郎・天王寺屋五兵衛・住友吉次郎・
塩屋市之助・茨木屋万太郎・大庭屋治郎右衛門・
加島屋作五郎・加島屋作之助・炭屋彦五郎・
山家屋権兵衛・高池屋三郎兵衛・日野屋茂兵衛・
播磨屋仁兵衛・平野屋仁兵衛・米屋喜兵衛・
鴻池屋市兵衛・飭屋六兵衛・千草屋惣十郎・
加嶋屋十郎兵衛・雑喉屋捨松

御役所（奉行所）での席順などの差図は、大湊掛の天満惣惣年寄薩摩屋仁兵衛が行い、町人一同演舌を受ける。

琵琶湖を水源とする水系の諸川の水が淀川流末海口に落ち込み、川筋が次第に上流からの土砂で埋もれて川床が高くなり、大坂の湊口も浅瀬となつていたので、此度の大湊は諸廻船運送の滞りをなくし、町中の繁盛を長続きさせるものであり、そのため工事の成功の如何を案じ、この大湊普請の御手伝の意向がある者は遠慮なく申し出るように通達している。

さらには、正月二九日に次のような内聞が薩摩屋仁兵衛よりもたらされる。つまり、今回の入用高は三・四千両と考えていたが、三・四万両の間違いで、その旨を一党へ内々に伝えよというのである。

そして翌二月一日に入用御手伝の相談をまとめ、一三軒で千五百両の冥加金を天保二年三年の両年に分割して上納することに決める。この十三軒というのは、以下のとおりである。

鴻池屋善右衛門・加嶋屋久右衛門・加嶋屋作兵衛・
米屋平右衛門・辰巳屋久左衛門・升屋平右衛門・
近江屋休兵衛・三井八郎右衛門・平野屋五兵衛・
炭屋安兵衛・鴻池屋新十郎・鴻池屋善五郎・
寫屋市兵衛

この相談の後、辰巳屋政七より此度の大湊について旧冬に内山藤三郎様から事前に内談がなされ、その時に個別に御手伝の書付を差し出すように聞いているという。この件については翌日に辰巳屋の旦那様

に伺いを立て、一兩度は一三軒組合連印で差し出したいと考え、他の意見を聞いたうえで願書を認めることにした。三日に改めて辰巳屋一件について相談したところ、組合に含めて願書を作成することとなる。この時の内訳は次の通り。

百九十両―鴻池屋善右衛門・加嶋屋久右衛門
百四十五両―加嶋屋作兵衛
百十両―米屋平右衛門・辰巳屋久左衛門・鴻池屋新十郎・鴻池屋善五郎
五郎

百両―升屋平右衛門・近江屋休兵衛・炭屋安兵衛・三井八郎右衛門
九十五両―平野屋五兵衛
四十両―寫屋市兵衛

この願書には一三軒組合の由緒が記されている。それによると、寛政年中に御用金の命を受けた際に組合上納をして以来、この組合で融通御用を勤めてきたとある。この願書の調印が整った四日に、惣年寄を通じて与力より、組合をせず個別に出頭するようにとの命令が下る。このことから、幕府は組合中での金額調整を敬遠している様子が窺える。

一方、組合一同は既に明朝御役所へ罷出る申合せが整っており、二月五日に組合名代にて冥加金願書を持参したところ、掛与力より大湊入用の規模からして今回願い出の千五百両は、一軒分の金額と考えられ、先に呼出しのあった三五軒で、合計三・四万両の金額を期待する旨申し渡され、持参した願書は取り下げている。

これをうけて同八日に寄合を行い、改めて入札した結果、次の金額に申合せがまとまり、十三日早朝に罷出ることを申合せた。

- 四百五十兩―鴻池屋善右衛門・加嶋屋久右衛門
- 三百五十兩―加嶋屋作兵衛
- 二百五十兩―米屋平右衛門
- 十五貫目―平野屋五兵衛
- 十二貫五百目―炭屋安兵衛
- 二百兩―升屋平右衛門
- 百五十兩―鴻池屋新十郎・鴻池屋善五郎
- 百枚―寫屋市兵衛
- 二百兩―近江屋休兵衛（兩年割）
- 三百兩―三井八郎右衛門（中程で入札）
- 二百五十兩―辰巳屋久左衛門
- 合計、金二千七百五十兩、銀三十一貫八百目

ところが、十二日に掛与力の内山様・由比様より呼び出しがあり、鴻池屋善右衛門家の上納高が低調では他家の金高も伸びないとのこと、格別努力するように命ぜられる。また、加嶋屋久右衛門家にも同様に申入れるようにとのことで、相談の上両家千兩の上納を申受けることを打ち合せた。

そして、先の予定では十三日に御役所へ罷出る予定であったが、金高も模様が変わったので、再度寄合を行う。この時、辰巳屋久左衛門については、先に与力から依頼があった経緯に従い、個別に冥加依頼を

受けることになり、組合から除いてくれるよう申し出があり、十二軒で金高の申合せを行い、十六日に持参することになった。その金額内訳は次の通りである。

- 千兩―鴻池屋善右衛門・加嶋屋久右衛門
- 八百兩―加嶋屋作兵衛
- 七百兩―米屋平右衛門
- 六百兩―三井八郎右衛門
- 五百兩―升屋平右衛門
- 二十貫目―炭屋安兵衛
- 三百兩―平野屋五兵衛
- 二百五十兩―近江屋休兵衛
- 百兩―寫屋市兵衛・鴻池屋新十郎
- 四百枚―鴻池屋善五郎
- 合計、金五千五百五十兩、銀三十七貫二百目

この書付に対して、掛与力の内山様・由比様からもう少し高増をすよう命ぜられ、十九日に次の内容で書付を持参する。これを兩与力より御奉行様に見せると満足の意向を得た。

- 千三百兩―鴻池屋善右衛門・加嶋屋久右衛門（三年納）
- 千兩―加嶋屋作兵衛（三年納）
- 八百兩―米屋平右衛門（二年納）
- 七百兩―三井八郎右衛門（二年納）
- 六百兩―升屋平右衛門（二年納）

- 三百五十兩―近江屋休兵衛・平野屋五兵衛
- 二十貫目―鴻池屋新十郎
- 二十五貫目―炭屋安兵衛
- 四百兩（二十四貫目）―鴻池屋善五郎
- 三百兩―寫屋市兵衛
- 別段
- 千兩―辰巳屋久左衛門

二月二十九日には改めて御役所より呼び出しがあり、明日三月朔日に罷出を命ぜられ、冥加金上納の篤志に対してお褒めの言葉をもらい、江戸表へも上奏することであった。

九月二日には天満惣会所で惣年寄薩摩屋仁兵衛より当年分上納金の納付が近々達せられるので、高明細を差出すように命ぜられ、次の明細を差出した。

- 金千三百兩―鴻池屋善右衛門・加嶋屋久右衛門
- 代銀七十八貫目
- 但三十貫目 卯年納
- 二十四貫目 辰年納
- 二十四貫目 巳年納
- 金千兩―加嶋屋作兵衛
- 但四百兩 卯年納
- 三百兩 辰年納

三百兩 巳年納

- 金八百兩―米屋平右衛門
- 但四百兩 卯年納
- 四百兩 辰年納
- 金七百兩―三井八郎右衛門
- 但四百兩 卯年納
- 三百兩 辰年納
- 金六百兩―升屋平右衛門
- 但三百兩 卯年納
- 三百兩 辰年納

金三百五十兩―近江屋休兵衛・平野屋五兵衛

- 但二百兩 卯年納
- 百五十兩 辰年納
- 銀二十貫目―鴻池屋新十郎
- 但十貫目 卯年納
- 十貫目 辰年納

- 銀二十五貫目―炭屋安兵衛
- 但十貫目 卯年納
- 十五貫目 辰年納
- 銀二十四貫目―鴻池屋善五郎
- 但十二貫目 卯年納
- 十二貫目 辰年納

金三百兩―寫屋市兵衛
但百五十兩 卯年納
百五十兩 辰年納
金千兩―辰巳屋久左衛門 卯年納

この後九月七日に天満惣会所から呼び出しがあり、惣年寄薩摩屋仁兵衛より来る十日に東御役所に罷出るように命ぜられる。同日役所では内山・安東・磯矢三名の掛与力から当年分冥加金を二八日に持参するよう命ぜられた。これを受けて鴻池屋善右衛門家では鴻池屋庄兵衛家の預り手形をもって、卯年納の銀三十貫目を持参する。

翌天保三年辰年三月三日には同年分冥加金を十日までに西御役所へ持参するよう命ぜられ、昨年同様を上納する。

また、同年（天保三年）八月には、安治川口の築山や波除石垣の造成、木津川口波除石垣の造成に係る運送船費用の上納を次の通り決める。

〔融通方〕

五百艘―鴻池屋善右衛門・加嶋屋久右衛門
三百艘―加嶋屋作兵衛
百艘―近江屋休兵衛
七十艘―辰巳屋久左衛門・炭屋安兵衛・寫屋市兵衛
五十艘―鴻池屋新十郎・炭屋善五郎・助松屋忠兵衛・長濱屋治三郎

合計千八百艘（一艘銀四匁五分）

〔引替方〕

二百艘―米屋平右衛門
百艘―平野屋五兵衛
五十艘―升屋平右衛門・鴻池屋他次郎・鴻池屋庄兵衛・米屋喜兵衛
合計五百艘（一艘銀四匁五分）
この銀高は次の通りで、これを九月十九日に持参し、御手伝上納銀の篤志に対してお褒めの言葉をもらい、江戸表へも上奏することになった。
融通方千八百艘分―八貫百四十五匁
引替方五百艘分―二貫二百五十匁

翌天保四巳年二月七日に惣年寄薩摩屋仁兵衛より当年分上納金を十四日に西御役所へ持参するよう連絡があり、内山藤三郎・磯矢与一兵衛の両与力と惣年寄薩摩屋仁兵衛立会のうえ、残り二十四貫目を同日上納した。

翌天保五年午年正月十五日惣年寄薩摩屋仁兵衛の呼び出しに応じて集まったところ、近日に大濠掛より褒美が下されるとの噂があり、御用金方十四軒へ十九日に罷出るように命ぜられ、次の褒美銀が下された。

善右衛門・久右衛門・久左衛門・作兵衛―銀五十枚

平右衛門・八郎右衛門・平右衛門―銀三十枚
安兵衛・他次郎―銀二十枚
五兵衛・休兵衛・新十郎・市兵衛―銀十五枚
善五郎―銀三枚
半左衛門・庄兵衛―銀二十枚
甚四郎・傳兵衛―銀十枚
彦五郎―銀二十枚
五兵衛―銀七枚
善四郎―銀二十五枚

以上が、鴻池屋善右衛門家をはじめとする大濠冥加金の金高が決定してゆく経緯であるが、『大阪市史 第二』の「町々己人は言ふに及ばず、諸株諸問屋諸仲間の名義を以て、金銀を上納し、人夫を寄附せんといふもの続出し」という記述の裏に、町奉行所と町人との金高に関する度重なる調整があったことがわかる。

最後に本史料紹介執筆にあたり、大阪大学大学院経済学研究科経済史経営史資料室廣田誠先生、亀井大樹様、鴻池合資会社齊藤哲史様に資料閲覧及び掲載に関して御高配を賜ったことを記し、謝意を表する。

注

- (1) 天保二年二月八日の御触「勢田川・宇治川・淀川等、一時二濠方被仰出候間、海口安治川口今致手始、追々大濠申付候事」（大阪市『大阪市史 第四』清文堂出版、昭和四十年、九五八頁。）
- (2) 拙稿「江州勢田川附洲濠と淀川筋御救大濠」（『大阪商業大学商業史博物館紀要』第五号、平成一六年。）
- (3) 大坂市史編纂所『大坂市史史料』第六輯、大阪市史料調査会、昭和五七年、一三三頁。
- (4) 大阪市『大阪市史 第二』清文堂出版、昭和四十年、四二三頁～四二四頁。
- (5) 大阪大学大学院経済学研究科 経済史経営史資料室 所蔵、「鴻池善右衛門家文書」3124